

岡山大学と岡山市との保健医療連携に関する協定の概要

岡山大学と岡山市は、平成21年3月26日付けをもって、下記のとおり「保健医療連携に関する協定」を締結することとなりました。

1 協定の目的（第1条）

大学と市は、共同して岡山地域における最適な地域医療体制の構築等を進めることにより、市民の安全と安心を支え、さらに、岡山市が中四国の広域圏の人々の幸せに貢献する総合福祉の拠点都市となることを目指します。

本協定は、大学と市がこの目標を実現するために、相互の資源を有効に活用し、全国に類例のない強固な連携体制のもとで協力することを目的とします。

2 連携事項（第2条）

以下の事項について、連携協力します。

- (1) 地域の医療・保健・福祉の向上に関する事項
- (2) 21世紀型の新たな地域医療ネットワークの確立に関する事項
- (3) 最適な救急医療体制の確立に関する事項
- (4) 地域医療を担う医師等の教育・人材育成に関する事項

3 連携事業（第3条）

連携事項を推進するため、以下の連携事業を共同して実施します。

(1) 地域医療ネットワーク確立のための医療連携

大学と、(仮称)岡山総合医療センター(以下「市医療センター」という。)は、相互の適切な役割分担のもと医療連携を進める。

(2) 最適な救急医療体制の確立に貢献する連携事業

ア 岡山ERの構築

市医療センターは、岡山ERを設置し、大学は、岡山ERに必要な人的・技術的協力を行うことにより、双方が共同してER型救急医療システムを構築する。

イ 救急医療連携

大学は、岡山ERから高度な専門治療を要する救急患者を受け入れ、救急医療の相互補完による連携体制を構築する。

(3) 地域医療を担う医師等の教育・人材育成の推進

ア 初期臨床研修に係る連携事業

市医療センターは、大学の初期臨床研修医を受け入れ、岡山ERを活用した研修を実施し、大学は、これに必要な人的・技術的協力を行う。

イ 後期臨床研修等に係る連携事業

市医療センターは、後期臨床研修医(救急医、総合医)や医療関係者等の教育・人材育成を実施し、大学は、これに必要な人的・技術的協力を行う。

(4) 寄付講座の開設

地域医療に関する研究及び教育を推進するため、市は大学に一定期間寄付を行い、大学は寄付講座を開設する。

(5) その他必要と認める事業

4 連携協力の推進(第4条)

大学と市は、連携事項及び連携事業について、関係機関との調整を図るとともに、以下によりその円滑な推進に努めます。

(1) 協議機関

岡山大学・岡山市保健医療連携に関する委員会(H20.5.13 設置)

(2) 連携事業に係る個別契約

連携事業を進めるにあたり、条件等について必要に応じ別途個別に契約

(3) 連携事業の実施等

- ・市医療センターが設置されるまでの間に連携事業又はその準備を行う場合は、市民病院を活用
- ・初期臨床研修の受け入れ、寄付講座の開設については、平成22年度から実施

5 協定期間(第6条)

協定締結日から平成26年3月31日(自動更新規定あり)

6 経緯等

岡山大学は、地域をはじめとした国内外の社会と多様な分野において、密接に連携する開かれた大学を目指しています。医療分野においては、教育・研究機関として、また高度先進医療を担う医療機関として、中四国の中核的存在となっており、地域社会への一層の貢献が期待されています。

政令指定都市となる岡山市は、市民が安全、安心に暮らしていけるまちづくりと、「中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市」の実現を目指しています。このためには、高齢化の進展や地域医療を取り巻く諸課題に対応し、医療・保健・福祉を安定的・継続的に支えていくことが求められています。

こうしたことから、岡山大学と岡山市は、平成20年5月、「岡山大学・岡山市保健医療連携に関する委員会」を設置し、医療・保健分野等の向上に資する安定的で継続的な新たなシステムを構築するための連携協議を進めてきました。

この度、公的な「知の府」として優れた資源を活かし、地域に開かれた大学として社会貢献が期待される岡山大学と、市民の健康と生命を守り、安全と安心を提供する責務を有する岡山市は、最適な地域医療体制の構築という目標を共有し、全国に類例のない強固な連携体制のもとで協力するため、本協定を締結することとなりました。

本協定では、強固な連携体制のもとで、様々な先進的な連携事業を実施することとしており、国立大学法人と地方自治体の連携における全国のモデルとなるものと考えています。そして、この連携を基礎として、地域医療ネットワークの確立につなげていくことにより、最適な地域医療体制の構築が推進されることが期待されます。